

新型コロナウイルス感染症について

※令和3年8月4日時点の情報に基づき作成しています。

● ワクチンを接種しましょう

新型コロナワクチンの無料接種が進められています。県では、県民の皆さんが円滑にワクチン接種を受けられるよう、市町村と連携しながら体制を整えています。

特に、従来より感染力や重症化リスクが高いとされている変異株については、若者でも注意が必要になるため、ワクチンを接種しましょう。

● 接種後も感染予防対策を

ワクチンには高い有効性が認められていますが、接種後も「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、消毒用アルコールによる消毒の励行など、感染予防対策の徹底を引き続きお願いします。



マスクの着用や手洗いの励行で感染予防対策を

● 副反応について

一般的にワクチン接種後には、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。また、極めてまれにワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーが接種後に起こることがありますが、その際には接種会場や医療機関で対応できるようにしています。

● ワクチン接種についての問い合わせ

● ワクチン接種全般に関する問い合わせ (接種の手続きなど)
各市町村の窓口



● 専門的な相談 (ワクチンの安全性、効果、接種後の副反応など)
和歌山県 新型コロナワクチン コールセンター
☎073-441-2593 FAX073-431-1800
受付時間 9:00~18:00(土日祝含む)

落下物事故が多発しています

高速道路では、走行中のトラックなどから積荷等が落下する事故が多発しています。

落下物をいち早く発見し安全に回避するため、走行中は、制限速度を守り、前方から目を離さないでください。積み荷にはシートを被せたり、ロープで結束するなどの対策をお願いします。

問: 県警察本部広報室
☎073-423-0110

社会生活基本調査

皆さんの生活時間の使い方や自由時間の活動などを知るための統計調査です。9月から10月にかけて新型コロナウイルス感染症対策を行った調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

※インターネット回答可

問: 県庁調査統計課



農業用ため池の所有者・管理者の方へ

近年、豪雨などにより多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しています。農業用ため池の情報を適切に把握するため、所有者や管理者の方は、ため池に関する情報を届け出す必要があります。

※詳しくは要問合せ
問: 県庁農業農村整備課、市町村



ハロウィンジャンボ宝くじ

1等・前後賞あわせて5億円のハロウィンジャンボ、1等3千万円のハロウィンジャンボミニが発売されます。宝くじの購入はぜひ県内で。

発売期間: 9月22日~10月22日

問: 県庁財政課

きれいな水を未来に!

9月10日は下水道の日
10月1日は浄化槽の日

きれいな水を未来に残すため、ご家庭やお店の汚水を下水道につないだり、合併処理浄化槽を入れたりしましょう。下水道の接続や合併処理浄化槽へ転換する際には助成制度がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

問: 県庁下水道課

医学と医療の発展のため 献体にご協力ください

献体とは、医学生や医師の教育のために、死後ご自身のお体を大学へ無償で提供していただくことです。医学の発展やより良い医療の提供のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問: 県立医科大学 ☎073-447-2300

近畿圏交通実態調査

人の1日の動きや交通手段の利用状況を把握するため、交通に関する調査を実施します。無作為に選ばれた世帯に調査票が郵送されますので、ご協力をお願いします。

問: 県庁道路政策課

近畿圏交通実態調査

コロナ誹謗中傷、

いかなる理由も許しません!

行った人に対して、県はやめるよう指導します。誹謗中傷等は刑事罰や被害者からの損害賠償のおそれがあります。人権に配慮し冷静に行動いただき、感染者はもちろん、ワクチン接種ができない人などに誹謗中傷等を行わないようお願いします。

問: 県庁人権政策課

中小企業退職金共済制度

掛金は全額非課税で、管理が簡単な退職金制度です。国が掛金の一部を助成します。

問: 中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234

中退共

じんけんれんざい
人権連載

こころの気づき

高齢者の虐待防止について

問: 県庁介護サービス指導室
☎073-441-2527

本県では、全国よりも早く高齢化が進み、2040年には、県民の5人に2人が高齢者となる時代を迎えることが想定されています。このような背景のもと、高齢者の尊厳や権利を擁護する取組が進められていますが、一方で、高齢者に対する虐待も、年々、増加の傾向にあります。

高齢者虐待として通報、認定されるものうち、その多くは、高齢者の養護者、つまり高齢者の介護を担う家族などの身近な人によるものだといわれています。この問題は、特別な環境で起こるものではありません。介護疲れやストレスなどが原因で、どの家庭でも起こり得る身近な問題です。もし、あなたの身近に介護疲れや介護に悩む方がおられたら、ひとりで悩まずに相談することをアドバイスしてあげてください。介護の悩みや虐待に関する相談や、高齢者虐待を発見したときは、すぐに、お住まいの市町村や地域包括支援センターに相談しましょう。

広告

広告